

水 質 汚 濁 防 止 法 に 基 づ く
汚 濁 負 荷 量 測 定 手 法
届 出 の し お り

平成 26 年 4 月

堺市

目次

1 届出の概要とそのながれについて

1. 届出を必要とする事業所	2
2. 届出の具体的なながれ	2
3. 届出に際しての注意事項	2
4. 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る汚濁負荷量の測定方法概要	3

2 作成要領

1. 届出をする場合に必要書類	5
2. 提出部数、提出先	5
3. 届出の時期	5
4. 届出書の用紙	5
5. 届出書の記載事項（記載例）	6
届出書（表紙）の記載上の注意事項、記載例	6
別紙 1-1 記載上の注意事項、記載例	8
別紙 1-2 記載上の注意事項、記載例	10
別紙 2 記載上の注意事項、記載例	12
別紙 3 記載上の注意事項、記載例	14
添付書類等	16
別図 1 用水及び排水の系統図記載例	16
別図 2 試料の採取及び計測並びに量の計測場所を表す配置図	16

はじめに

第7次水質総量規制は平成26年4月1日から、全ての総量規制対象事業場に化学的酸素要求量(COD)、窒素含有量及びりん含有量に係る汚濁負荷量測定義務が適用されています。

汚濁負荷量の測定義務のある事業場については、水質汚濁防止法第14条第3項に基づき総量規制基準が適用されることとなる日前に計測方法を定め、届出を行うことが義務付けられています。

このページでは汚濁負荷量の測定手法の届出に関して解説します。

日平均水量	測定頻度
400m ³ 以上	排水の期間中毎日
200m ³ 以上 400m ³ 未満	7日を超えない排水の期間ごとに1回
100m ³ 以上 200m ³ 未満	14日を超えない排水の期間ごとに1回
50m ³ 以上 100m ³ 未満	30日を超えない排水の期間ごとに1回

瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく申請をされる方へ

汚濁負荷量測定手法の届出を必要とする事業場は原則、瀬戸内海環境保全特別措置法の対象（平均排水量が50m³/日以上）となります。設置や変更の許可申請を行う際、測定手法等に変更を伴う場合には新たに汚濁負荷量測定手法の届出を行う必要がありますが、届出は設置・変更に対する許可を受けてから行うようにしてください。

1 届出の概要とそのながれについて

1. 届出を必要とする事業場

届出を必要とする事業場は、水質汚濁防止法に基づく特定施設（施設名は水濁法施行令別表第1で規定）を設置し公共用水域及び分流式下水道（終末処理場を設置している場合に限る）に排水を排出している事業場又は排出しようとする事業場であつ、日平均排水量が 50m³ 以上の事業場です。

なお、合流式下水道（終末処理場を設置している場合に限る）に排水を排出する事業場は、届出の必要がありません。

注意 公共用水域とは

「公共用水域」とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい水路その他公共の用に供される水路をいう。（終末処理場を設置している下水道は除く）

注意 分流式下水道とは

分流式下水道とは、特定（届出）施設等からの排水と雨水を分離し、雨水以外を受け入れる下水道の方式をいう。

注意 合流式下水道とは

特定（届出）施設等からの排水と雨水の両方を受け入れる下水道の方式をいう。

2. 届出の具体的なながれ

- 1 届出者は届出書類（届出書）を正本1部（堺市用）・写し1部（届出者用）の2部作成し堺市に提出します。
- 2 堺市で、届出書類を審査し必要があれば指導を行います。
- 3 その後、届出書写しを届出者に交付します。届出者はこれらの書類を保存してください。

3. 届出に際しての注意事項

届出者について

届出者は、当該工場、事業場の代表権を有する者に限られており、代表取締役等がそれに当たります。代表権を有しない工場長等に当該工場、事業場の申請・届出の権限を委任する場合は委任状の添付が必要です。

4. 化学的酸素要求量(COD)、窒素含有量及びりん含有量に係る汚濁負荷量の測定方法概要

水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府令・通商産業省令第2号）第9条の2
 化学的酸素要求量に係る汚濁負荷量の測定方法（環境庁告示第20号（昭和54年5月16日））
 窒素含有量に係る汚濁負荷量の測定方法（環境省告示第77号（平成13年12月13日））
 りん含有量に係る汚濁負荷量の測定方法（環境省告示第78号（平成13年12月13日））
 窒素含有量に係る汚濁負荷量の測定方法（環境省告示第13号（平成16年3月18日））一部改正
 りん含有量に係る汚濁負荷量の測定方法（環境省告示第14号（平成16年3月18日））一部改正

指定地域事業場の規模（日平均排水量）	汚濁負荷量(L)の算定方法	Lの算定頻度	特定排出水のCOD、窒素含有量及びりん含有量(C)の計測方法	特定排出水の量(Q)の計測方法	特例規定
400m ³ /日以上	$L=C \cdot Q \times 10^{-3}$ L:汚濁負荷量(kg/日) C:特定排出水のCOD、窒素含有量又はりん含有量(mg/L) Q:特定排出水の量(m ³ /日)	毎日1回	【COD】 別記1の(1)の方法による。ただし、1の(1)が技術的に妥当でない場合、その他この計測法によりがたい認められる場合1の(2)でも可 知事が認める場合は別記1の(3)又は(4)の方法による。 【窒素含有量及びりん含有量】 別記1の(1)の方法による。ただし、1の(1)が技術的に妥当でない場合、その他この計測法によりがたい認められる場合1の(2)でも可 知事が認める場合は別記1の(3)又は(4)の方法による。	別記2の(1)又は(2)のいずれかの方法による。 知事が別に定める場合は別記2の(3)の方法による。	排水系統の状況によって特定排出水の水質と量の計測が困難な場合 【COD】 排水と非特定排水の水質と量をそれぞれ、別記1の(1)又は(2)、別記2の(1)又は(2)により計測し、特定排出水の負荷量を計算することが適当であると認める場合はこの方法による。 ただし、この方法が困難な場合は知事の定めるところによりそれぞれ別記1の(3)、(4)、別記2の(3)の方法によることができる。 【窒素含有量及びりん含有量】 排水と非特定排水の水質と量をそれぞれ、別記1の(1)又は(2)、別記2の(1)又は(2)により計測し、特定排出水の負荷量を計算することが適当であると認める場合はこの方法による。 ただし、この方法が困難な場合は知事の定めるところによりそれぞれ別記1の(3)、(4)、別記2の(3)の方法によることができる。
400m ³ /日未満から200m ³ /日以上		7日に1回以上	【COD】 別記1の(1)、(2)、(3)、(4)のいずれかの方法による。 【窒素含有量及びりん含有量】 別記1の(1)、(2)、(3)、(4)のいずれかの方法による。	別記2の(1)、(2)、(3)のいずれかの方法による。	
200m ³ /日未満から100m ³ /日以上	14日に1回以上				
100m ³ /日未満から50m ³ /日以上	30日に1回以上				
特例規定		知事が定める場合はその頻度によることができる。	—	用水の量と特定排出水の量との間に一定の関係がある場合は知事の定めるところにより、上記の方法によって求めた用水の量から特定排出水の量を計測することができる。	

【COD】

(別記 1) 汚染状態の計測方法

- (1) 記録計付き自動計測器により計測する方法（指定計測法との換算式を用いることができる場合）
- (2) コンポジットサンプラーにより採水し、指定計測法（注意）で計測する方法。
- (3) 指定計測法（注意）により計測する方法（(2)の方法を除く）
- (4) 有機性物質に関する汚染状態を計測できる方法（指定計測法との換算式を用いることができる場合）

ただし、(3)、(4)は1日3回以上試料を採取すること。

【窒素含有量及びりん含有量】

(別記 1) 汚染状態の計測方法

- (1) 記録計付き自動計測器※1により計測する方
- (2) コンポジットサンプラーにより採水し、指定計測法（注意）で計測する方法。
- (3) 指定計測法（注意）により計測する方法（(2)の方法を除く）
- (4) 簡易な計測法※1（(1)の方法を除く）

ただし、(3)は1日3回以上試料を採取すること。

※1 指定計測法と同程度の計測結果が得られる機器又は方法に限る。

【COD、窒素含有量及びりん含有量共通】

(別記 2) 排水量の計測方法

- (1) 流量計、流速計により計測する方
- (2) 積算体積計により計測する方法。
- (3) JIS K0094の8に定める方法（上記(1)、(2)は除く）

ただし、(1)、(2)計測結果を記録することができる機能を有すること。

注意 指定計測法

項目	検定方法
COD	・ JIS K0102 17
窒素含有量	・ 総和法 (JIS K0102 45.1) ・ 紫外線吸光光度法 (JIS K0102 45.2)
りん含有量	・ ペルオキシ二硫酸カリウム分解法 (JIS K0102 46.3.1) ・ 硝酸-過塩素酸分解法 (JIS K0102 46.3.2) ・ 硝酸-硫酸分解法 (JIS K0102 46.3.3)

2 作成要領

1. 届出をする場合に必要な書類

汚濁負荷量測定手法の届出をする場合、届出書とこれに対応した別紙 1-1 から 3、添付図面等が必要です。

届出別紙様式及び添付図面については、届出にあたり必要と考えられるものをあげています。提出する書類と記載内容の一覧は次のとおりです。

届出書

書類の名称	記載内容
届出書	氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 工場又は事業場の名称及び所在地
別紙 1-1	特定排水等の化学的酸素要求量に関する汚染状態の計測方法及び計測場所
別紙 1-2	特定排水等の窒素含有量（りん含有量）に関する汚染状態の計測方法及び計測場所
別紙 2	特定排水等の量の計測方法及び計測場所
別紙 3	特定排水 1 日当たりの汚濁負荷量の算定方法

添付図面等

書類の名称	記載内容
別図 1	用水及び排水の系統図
別図 2	試料の採取及び計測並びに量の計測場所を表す配置図

注意

添付図面の別図 1 及び 2 の記載内容の分け方は、この冊子の記載例にあわせた例示であり、内容が具備されていれば様式は問いません。

2. 提出部数、提出先

堺市域における提出部数、提出先は下記のとおりです。

提出部数： 2 部（正本 1 部、副本（写し） 1 部）

提出先： 堺市長（環境・公害担当課）

3. 届出の時期について

総量規制基準が適用となった場合、あるいは測定手法に変更が生じた場合に提出してください。

4. 届出書の用紙について

届出書の用紙は堺市の環境・公害担当課にあります。また、水濁法に定める様式に合致する場合において、届出者が自ら用意した様式を使用することができます。なお、届出書は堺市ホームページからも入手できます。

5. 届出書の記載事項（記入例）

届出書の具体的な記載例を示しておきますので参照しながら書類を作成してください。

届出書（表紙）記載上の注意事項

1	届出者	<p>法人の場合 その名称、本社所在地及び代表者（代表権を有するもの）の職氏名を記載の上、代表者印（丸印）を捺印すること。</p> <p>個人営業の場合 事業主の住所、氏名を記載の上捺印すること。</p> <p>非法人の団体の場合 町内会等非法人の団体の場合は、団体の代表者を届出者とするので、代表者の住所氏名を記載の上捺印すること。</p> <p>注意 1 代表者でないものが届出を行う場合は、同届出に関する権限の執行を代表者から委任されたことを証する委任状（1通）を添付すること。</p> <p>注意 2 届出者は、次に掲げる場合を除き原則として施設の設置者である。 (1) リース、レンタル、貸工場、貸ビル等内のテナントの施設については、施設使用者が届出者である。 (2) 集合住宅のし尿処理施設等共有施設については、管理組合の代表者又は共有者の代表者が届出者である。</p>
2	工場又は事業場の名称	<p>名称にはふりがなを付けて記載すること。</p> <p>個人営業の場合は屋号を記載すること。</p> <p>電話番号を記載すること。</p> <p>届出時点で名称が確定していない場合は、仮称で提出し、正式な名称が確定した時点で氏名等変更届を提出すること。</p>
3	工場又は事業場の所在地	<p>郵便番号も記載すること。</p> <p>届出時点で住居表示が確定していない場合は、仮称（〇〇地先等）で届出し、住居表示が確定した時点で報告書を提出すること。</p>

汚濁負荷量測定手法届出書

平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日

堺 市 長 様

届出者 住 所 堺市○区○○町○丁○番○号

氏 名 ○○産業(株)
代表取締役 堺 ○○



氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

水質汚濁防止法第 14 条第 3 項の規定により、汚濁負荷量の測定手法について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	○○産業(株) 堺工場 (電話番号 ○○○—○○○○) (郵便番号 ○○○—○○○○)	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	堺市△区△△町△番△号	※受理年月日	
△汚濁負荷量の測定手法	別紙のとおり。	※備考	

- 備考
- 1 △印の欄については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
 - 2 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 3 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格 A4 とすること。
 - 4 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

受付

別紙 1-1 記載上の注意事項

1	計測場所	用水及び排水の系統図（別図として添付する）の地点番号又は記号を記載すること								
2	試料の採取及び試料の計測場所並びにこれらを表す図面等	工場等の配置図（別図として添付する）を用いて表す。また、試料の採取場所及び計測場所の形状図も添付すること								
3	排水系統等の区分	特定排水、非特定排水、排水の区分を記載すること								
4	告示に定める計測（測定）方法欄の指定地域内事業場の日平均排水量等による区分	次に掲げる指定地域事業場の区分に応じ、例えば、告示第 1 の 1 と記載すること <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>日平均排水量が 400m³ 以上の指定地域内事業場</td> <td>告示第 1 の 1</td> </tr> <tr> <td>日平均排水量が 400m³ 未満の指定地域内事業場</td> <td>告示第 1 の 2</td> </tr> <tr> <td>差し引き法で測定する指定地域内事業場</td> <td>告示第 4</td> </tr> </table> <p>注意 差し引き法とは「排水」及び「特定排水以外の排水」の汚染状態及び量を記載することにより特定排水の汚濁負荷量を算定する方法</p>	日平均排水量が 400m ³ 以上の指定地域内事業場	告示第 1 の 1	日平均排水量が 400m ³ 未満の指定地域内事業場	告示第 1 の 2	差し引き法で測定する指定地域内事業場	告示第 4		
日平均排水量が 400m ³ 以上の指定地域内事業場	告示第 1 の 1									
日平均排水量が 400m ³ 未満の指定地域内事業場	告示第 1 の 2									
差し引き法で測定する指定地域内事業場	告示第 4									
5	告示に定める計測（測定）方法欄の計測方法の区分	指定地域内事業場において特定排水の COD に関する汚染状態の計測法として告示別記 1 の (1) から (4) までの計測法について、例えば「告示別記 1 の (1)」と記載すること <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>告示別記 1 の (1)</td> <td>自動計測器</td> </tr> <tr> <td>告示別記 1 の (2)</td> <td>コンポジットサンプラー＋指定計測法（手分析）</td> </tr> <tr> <td>告示別記 1 の (3)</td> <td>指定計測法（手分析）</td> </tr> <tr> <td>告示別記 1 の (4)</td> <td>有機性物質に関する汚染状態を計測できる方法（指定計測法との換算式を用いることができる場合）</td> </tr> </table>	告示別記 1 の (1)	自動計測器	告示別記 1 の (2)	コンポジットサンプラー＋指定計測法（手分析）	告示別記 1 の (3)	指定計測法（手分析）	告示別記 1 の (4)	有機性物質に関する汚染状態を計測できる方法（指定計測法との換算式を用いることができる場合）
告示別記 1 の (1)	自動計測器									
告示別記 1 の (2)	コンポジットサンプラー＋指定計測法（手分析）									
告示別記 1 の (3)	指定計測法（手分析）									
告示別記 1 の (4)	有機性物質に関する汚染状態を計測できる方法（指定計測法との換算式を用いることができる場合）									
6	水質自動計測器等の種類及びその設定根拠	<種類> 機器の名称及び形式並びに製造会社名を記載すること。なお手分析の場合には「指定計測法」と記載すること。 <選定根拠> 機器選定に当たっては、計測場所における水質の特性等を勘案することとなる。機器の性能が、当該特定排水等の測定に適しているとする根拠を記載すること。								
7	計測回数	計測場所ごとに計測回数を記載する。測定頻度は事業場からの日平均排水量により定められる。 「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る汚濁負荷量の測定方法概要」を参照。								
8	日平均排水量が 400m ³ 以上で告示別記 1 の (2) 又は (3) の計測法による場合その根拠	<告示別記 1 の (2) の計測法による場合> 告示別記 1 の (1) の計測法によることが技術的に適当でない等の根拠を詳細に記載すること。 <告示別記 1 の (3) 又は (4) の計測法による場合> 告示別記 1 の (1) 又は (2) の計測法によることが困難であるとする根拠を詳細に記載すること。								
9	告示別記 1 の (1) 又は (4) の計測法による場合	<換算式> 計測結果と指定計測法（手分析）との換算式を記載すること。 <換算式の根拠> 換算式を算出するのに用いた計測方法とその算出の過程を記載する。								
10	着工予定年月日	計測機器の設置等に係るそれぞれの（予定）年月日を記載すること。								
11	完成予定年月日									
12	使用開始予定年月日									
13	備考欄	指定計測法で計測する場合は、備考欄に分析機関名を記載する。								

特定排水水等の化学的酸素要求量に関する汚染状態の計測方法及び計測場所

計測場所		A	B
試料の採取及び試料の計測場所並びにこれらを表す図面等		別図 ② のとおり	別図 ② のとおり
排水系統等の区分		特定排水水	特定排水水
告示に定める計測（測定）方法	指定地域内事業場の日平均排水量等による区分	告示第 1 の 1	告示第 1 の 1
	計測方法の区分	告示別記 1 (1)	告示別記 1 (3)
水質自動計測器等の種類及びその選定根拠		指定計量法	指定計量法
計測回数		毎日	1 回 / 30 日
日平均排水量が 400 m ³ 以上で告示別記 1 (2)、(3)又は(4)の計測法による場合その根拠		別添 のとおり	別添 のとおり
告示別記 1 (1)又は(4)の計測法による場合	換算式	$y = a x + b$	
	換算式の根拠	別添 ① のとおり	別添 のとおり
着工(予定)年月日		平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日	平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日
完成(予定)年月日		平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日	平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日
使用開始(予定)年月日		平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日	平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日
備 考		○○環境株	○○環境株

備考 1 計測場所は用水及び排水の系統図を用いて明らかにすること。

2 告示とは昭和 54 年 5 月 16 日環境庁告示第 20 号をいう。

別紙 1-2 記載上の注意事項

1	計測場所	用水及び排水の系統図（別図として添付する）の地点番号又は記号を記載すること								
2	試料の採取及び試料の計測場所並びにこれらを表す図面等	工場等の配置図（別図として添付する）を用いて表す。また、試料の採取場所及び計測場所の形状図も添付すること								
3	排水系統等の区分	特定排水、非特定排水、排水の区分を記載すること								
4	告示に定める計測（測定）方法欄の指定地域内事業場の日平均排水量等による区分	次に掲げる指定地域事業場の区分に応じ、例えば、告示第 1 の 1 と記載すること <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>日平均排水量が[※]400m³以上の指定地域内事業場</td> <td>告示第 1 の 1</td> </tr> <tr> <td>日平均排水量が[※]400m³未満の指定地域内事業場</td> <td>告示第 1 の 2</td> </tr> <tr> <td>差し引き法で測定する指定地域内事業場</td> <td>告示第 4</td> </tr> </table> <p>注意 差し引き法とは「排水」及び「特定排水以外の排水」の汚染状態及び量を記載することにより特定排水の汚濁負荷量を算定する方法</p>	日平均排水量が [※] 400m ³ 以上の指定地域内事業場	告示第 1 の 1	日平均排水量が [※] 400m ³ 未満の指定地域内事業場	告示第 1 の 2	差し引き法で測定する指定地域内事業場	告示第 4		
日平均排水量が [※] 400m ³ 以上の指定地域内事業場	告示第 1 の 1									
日平均排水量が [※] 400m ³ 未満の指定地域内事業場	告示第 1 の 2									
差し引き法で測定する指定地域内事業場	告示第 4									
5	告示に定める計測（測定）方法欄の計測方法の区分	指定地域内事業場において特定排水の COD に関する汚染状態の計測法として告示別記 1 の (1) から (4) までの計測法について、例えば「告示別記 1 の (1)」と記載すること <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>告示別記 1 の (1)</td> <td>自動計測器</td> </tr> <tr> <td>告示別記 1 の (2)</td> <td>コンポジットサンプラー＋指定計測法（手分析）</td> </tr> <tr> <td>告示別記 1 の (3)</td> <td>指定計測法（手分析）</td> </tr> <tr> <td>告示別記 1 の (4)</td> <td>簡易な計測法（(1) を除く）</td> </tr> </table>	告示別記 1 の (1)	自動計測器	告示別記 1 の (2)	コンポジットサンプラー＋指定計測法（手分析）	告示別記 1 の (3)	指定計測法（手分析）	告示別記 1 の (4)	簡易な計測法（(1) を除く）
告示別記 1 の (1)	自動計測器									
告示別記 1 の (2)	コンポジットサンプラー＋指定計測法（手分析）									
告示別記 1 の (3)	指定計測法（手分析）									
告示別記 1 の (4)	簡易な計測法（(1) を除く）									
6	水質自動計測器等の種類及びその設定根拠	<p style="text-align: center;">＜種類＞</p> <p>機器の名称及び形式並びに製造会社名を記載すること。なお手分析の場合には「指定計測法」と記載すること。</p> <p style="text-align: center;">＜選定根拠＞</p> <p>機器選定に当たっては、計測場所における水質の特性等を勘案することとなる。機器の性能が、当該特定排水等の測定に適しているとする根拠を記載すること。</p>								
7	計測回数	計測場所ごとに計測回数を記載する。測定頻度は事業場からの日平均排水量により定められる。「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る汚濁負荷量の測定方法概要」を参照。								
8	日平均排水量が [※] 400m ³ 以上で告示別記 1 の (2)、(3) 又は (4) の計測法による場合その根拠	<p style="text-align: center;">＜告示別記 1 の (2) の計測法による場合＞</p> <p>告示別記 1 の (1) の計測法によることが技術的に適当でない等の根拠を詳細に記載すること。</p> <p style="text-align: center;">＜告示別記 1 の (3) 又は (4) の計測法による場合＞</p> <p>告示別記 1 の (1) 又は (2) の計測法によることが困難であるとする根拠を詳細に記載すること。</p>								
9	告示別記 1 の (1) の計測法による場合、性能基準の試験結果	自動計測器により計測する場合、導入に先立って、性能基準の試験を実施する必要がある。本欄には、「別添〇のとおり」などと記載し、試験結果を添付すること。								
10	着工予定年月日	計測機器の設置等に係るそれぞれの（予定）年月日を記載すること。								
11	完成予定年月日									
12	使用開始予定年月日									
13	備考欄	指定計測法で計測する場合は、備考欄に分析機関名を記載する。								

特定排水水等の窒素含有量（りん含有量）に関する汚染状態の計測方法及び計測場所

計測場所		A	B
試料の採取及び試料の計測場所並びにこれらを表す図面等		別図 ② のとおり	別図 ② のとおり
排水系統等の区分		特定排水水	特定排水水
告示に定める 計測（測定） 方法	指定地域内事業場の日平均排水量等による区分	告示第 1 の 1	告示第 1 の 1
	計測方法の区分	告示別記 1（ 1 ）	告示別記 1（ 3 ）
水質自動計測器等の種類及びその選定根拠		自動計測器	指定計量法
計測回数		毎日	1回／30日
日平均排水量が 400 m ³ 以上で告示別記 1 (2)、(3)の計測法による場合その根拠		別添 ② のとおり	別添 のとおり
告示別記 1(1)の計測法による場合、性能基準の試験結果			
着工(予定)年月日		平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日	平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日
完成(予定)年月日		平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日	平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日
使用開始(予定)年月日		平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日	平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日
備 考		〇〇環境(株)	〇〇環境(株)

- 備考 1 計測場所は用水及び排水の系統図を用いて明らかにすること。
2 告示とは平成 13 年 12 月 13 日環境省告示第 77 号、第 78 号をいう。

別紙 2 記載上の注意事項

1	指定項目の別	COD、窒素含有量、りん含有量の別を記載すること。なお、記載内容が全項目について共通の場合は、記入例のように 1 枚にまとめて差し支えない。								
2	計測場所	用水及び排水の系統図（別図として添付する）の地点番号又は記号を記載すること								
3	量の計測場所及びこれを表す図面等	別図として添付する工場等の配置図を用いて表すこと。また、計測場所の形状図も添付する。								
4	排水系統等の区分	特定排水、非特定排水、排水の区分を記載する。								
5	告示に定める計測（測定）方法欄の指定地域内事業場の日平均排水量等による区分	次に掲げる指定地域内事業場の区分に応じ、例えば、告示第 2 の 1 と記載する。								
		<table border="1"> <tr> <td>日平均排水量が 400m³ 以上の指定地域内事業場</td> <td>告示第 2 の 1</td> </tr> <tr> <td>日平均排水量が 400m³ 未満の指定地域内事業場</td> <td>告示第 2 の 2</td> </tr> <tr> <td>用水を用いることにより特定排水の量を計測する指定地域内事業場</td> <td>告示第 2 の 3</td> </tr> <tr> <td>差し引き法で測定する指定地域内事業場</td> <td>告示第 4</td> </tr> </table>	日平均排水量が 400m ³ 以上の指定地域内事業場	告示第 2 の 1	日平均排水量が 400m ³ 未満の指定地域内事業場	告示第 2 の 2	用水を用いることにより特定排水の量を計測する指定地域内事業場	告示第 2 の 3	差し引き法で測定する指定地域内事業場	告示第 4
		日平均排水量が 400m ³ 以上の指定地域内事業場	告示第 2 の 1							
		日平均排水量が 400m ³ 未満の指定地域内事業場	告示第 2 の 2							
用水を用いることにより特定排水の量を計測する指定地域内事業場	告示第 2 の 3									
差し引き法で測定する指定地域内事業場	告示第 4									
6	告示に定める計測（測定）方法欄の計測方法の区分	指定地域内事業場において、特定排水の量の計測法として用いる告示別記 2 の (1) から (3) までの計測方法について、例えば、告示別記 2 の (1) と記載する。								
		<table border="1"> <tr> <td>流量計、流速計であって自動的に水量を積算する方法</td> <td>告示別記 2 の (1)</td> </tr> <tr> <td>自動積算記録体積計による方法</td> <td>告示別記 2 の (2)</td> </tr> <tr> <td>JIS K0094 の 8 に定める方法（ただし上記の (1)、(2) は除く）</td> <td>告示別記 2 の (3)</td> </tr> </table>	流量計、流速計であって自動的に水量を積算する方法	告示別記 2 の (1)	自動積算記録体積計による方法	告示別記 2 の (2)	JIS K0094 の 8 に定める方法（ただし上記の (1)、(2) は除く）	告示別記 2 の (3)		
		流量計、流速計であって自動的に水量を積算する方法	告示別記 2 の (1)							
自動積算記録体積計による方法	告示別記 2 の (2)									
JIS K0094 の 8 に定める方法（ただし上記の (1)、(2) は除く）	告示別記 2 の (3)									
7	流量計等の種類及びその選定根拠	<p><種類> 機器の名称及び型式並びに製造会社名を記載すること。別記 2 の (3) により計測する場合は、その計測方法を記載すること。</p> <p><選定根拠> 流量変動、排水路の形状等により選んだ根拠を記載する。</p>								
8	計測回数	計測場所ごとに計測回数を記載する。測定頻度は事業場からの日平均排水量により定められる。 「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る汚濁負荷量の測定方法概要」を参照。								
9	日平均排水量 400m ³ 以上で告示別記 2 の (3) の計測方法による場合その根拠	告示別記 2 の (1) 又は (2) の計測法によることが困難であるとする根拠を詳細に記載すること。								
10	告示第 2 の 3 の方法による場合	<p>用水を用いることにより特定排水の量を計測する場合、以下について記載すること。</p> <p><根拠> 用水量と特定排水の量との関係が明らかであるとする根拠を詳細に記載すること。</p> <p><換算式> 用水と特定排水の量の換算式を記載すること。</p> <p><換算式の根拠> 換算式を算出するのに用いた計測結果とその算出の過程を記載すること。</p>								
11	着工予定年月日									
12	完成予定年月日	計測機器の設置等に係るそれぞれの（予定）年月日を記載すること。								
13	使用開始予定年月日									
14	備考欄	指定計測法で計測する場合は、備考欄に分析機関名を記載する。								

特定排水水等の量の計測方法及び計測場所

		指定項目の別	COD、窒素含有量及びりん含有量
計測場所		A	B
量の計測場所及びこれを表す図面等		別図 ① のとおり	別図 ① のとおり
排水系統等の区分		特定排水水	特定排水水
告示に定める計測（測定）方法	指定地域内事業場の日平均排水量等による区分	告示第 2 の 1	告示第 2 の 1
	計測方法の区分	告示別記 2 (1)	告示別記 2 (3)
流量計等の種類及びその測定根拠		自記流量計	三角堰及び水位計により算出
計測回数		毎日	1 回 / 30 日
日平均排水量が 400 m ³ 以上で告示別記 2 (3) の計測法による場合その根拠		別添 のとおり	別添 のとおり
告示第 2 の 3 の方法による場合	根 拠	別添 のとおり	別添 のとおり
	換算式		
	換算式の根拠	別添 のとおり	別添 のとおり
着工(予定) 年月日		平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日	平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日
完成(予定) 年月日		平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日	平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日
使用開始(予定) 年月日		平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日	平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日
備 考		〇〇環境株	〇〇環境株

備考 1 計測場所は用水及び排水の系統図を用いて明らかにすること。

2 告示とは告示昭和 54 年 5 月 16 日環境庁告示第 20 号及び平成 13 年 12 月 13 日環境省告示第 77 号、第 78 号をいう。

別紙3 記載上の注意事項

1	指定項目の別	COD、窒素含有量、りん含有量の別を記載すること。なお、記入例のように1枚で全項目を記載できる場合は、1枚にまとめて差し支えない。
2	計測場所	用水及び排水の系統図（別図として添付する）の地点番号又は記号を記載すること。
3	算定に用いる算式	<p>特定排出水の指定項目に係る1日当たりの汚濁負荷量を算定する算式で、計測場所ごとに記載すること。</p> $L = C \cdot Q \times 10^{-3}$ <p>L：汚濁負荷量（kg/日） C：特定排出水のCOD、窒素含有量又はりん含有量（mg/L） Q：特定排出水の量（m³/日）</p>
4	算定方法	汚濁負荷量を算出する方法を記載すること。（例）負荷量演算器、手計算 等
5	水質自動計測器等	<p><種類及び換算式> 機器の名称を記載する。</p> <p><計測回数> 計測場所ごとに計測回数を記載する。測定頻度は事業場からの日平均排水量により定められる。 「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る汚濁負荷量の測定方法概要」</p>
6	流量計算	<p><種類及び換算式> 機器の名称を記載する。また、別記2の(3)の計測方法による場合は、別紙2の10の換算式を記載する。</p> <p><計測回数> 計測場所ごとに計測回数を記載する。測定頻度は事業場からの日平均排水量により定められる。 「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る汚濁負荷量の測定方法概要」を参照。</p>
7	特定排出水に係る汚染状態	計測場所におけるCOD、窒素含有量又はりん含有量に係る汚染状態を記載すること。（水質汚濁防止法に基づく届出、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可申請の内容と整合を図ること）
8	特定排出水の量	計測場所における特定排出水の最大の量を記載すること。（水質汚濁防止法に基づく届出、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可申請の内容と整合を図ること）
9	特定排出水に係る汚濁負荷量	$7 \times 8 \times 10^{-3}$ で得られる値を記載すること。
10	汚濁負荷量の全体に占める割合	計測地点における汚濁負荷量が全体に占める割合を百分率（%）で記載する。
11	告示第4の差し引き方式で測定する場合	告示第4の差し引き方式で測定する場合は、告示第1及び第2の測定方法により測定することが排水系統の状況により困難であるとする根拠を別添に詳細に記載する。

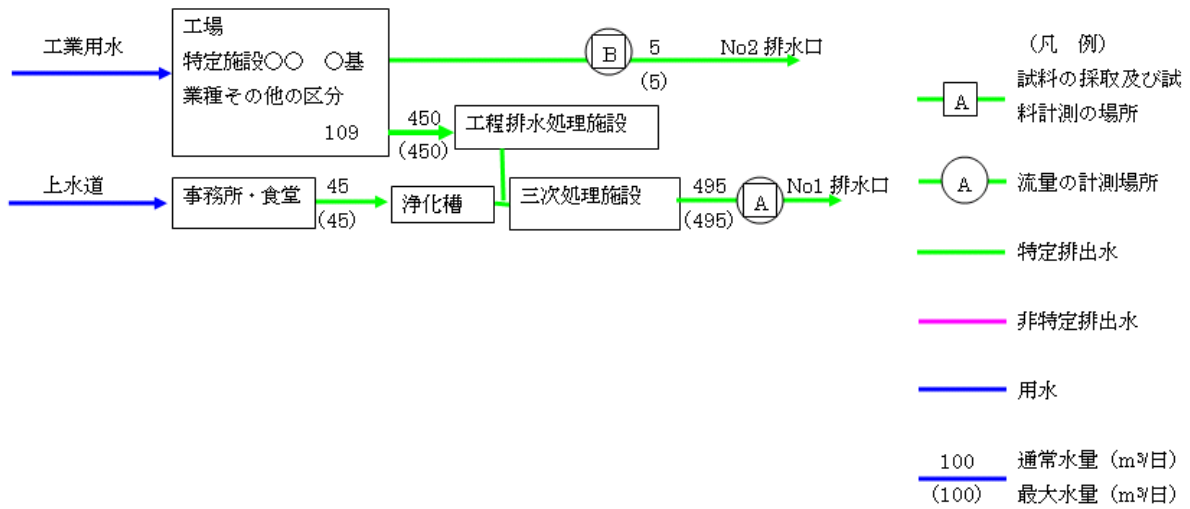
特定排出水の 1 日当たりの汚濁負荷量の算定方法

計測場所	算定に用いる算式	算定方法	水質自動計測器等		流量計算		特定排出水に係る汚染状態標準 (mg/L)	特定排出水の量 最大 (m ³ /日)	指定項目の別 特定排出水に係る汚濁負荷量 (kg/日)	化学的酸素要求量 (COD)		
			種類及び換算式	計測回数	種類及び換算式	計測回数				汚濁負荷量の全体に占める割合 (%)	排水口名	備考
A	$L = C_a \cdot Q \times 10^{-3}$	手計算	自動計測器	毎日	自記流量計	毎日	30	495	14.85	99	No. 1	
B	$L = C_b \cdot Q \times 10^{-3}$	手計算	指定計測法	1回/30日	三角堰及び水位計により算出	1回/30日	10	5	0.05	1	No. 2	
合計								500	14.90	100		

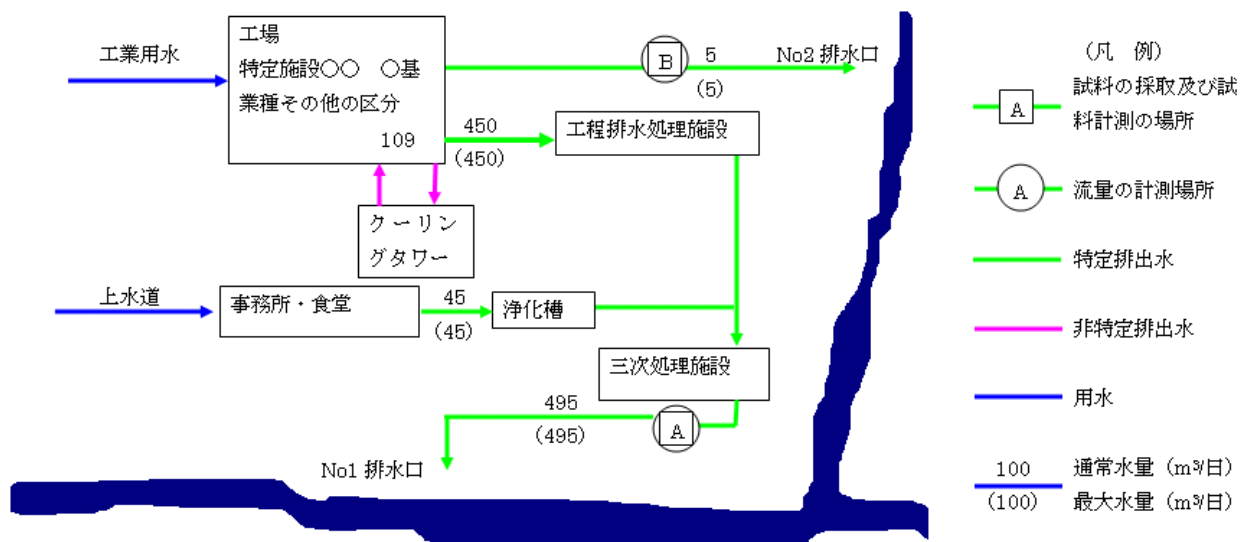
- 備考 1 計測場所は用水及び排水の系統図を用いて明らかにすること。
 2 告示(昭和 54 年 5 月 16 日環境庁告示第 20 号、平成 13 年 12 月 13 日環境省告示第 77 号、第 78 号)第 4 の方法による場合はその根拠を別に示すこと。

参考・別図等の記載例

別図① 用水及び排水の系統図



別図② 試料の採取及び試料の計測場所並びに量の計測場所を表す配置図



その他必要に応じて、計測方法を設定した根拠、換算式の詳細書類、窒素りんの性能基準試験結果等を添付すること。